

『フランス国際法年鑑』第5巻, 第6巻

Annuaire Français de Droit International,

tome V (1959), 1160 pages, Paris, 1960,

tome VI (1960), 1283 pages, Paris, 1961,

(Centre national de la Recherche scientifique).

桑 原 輝 路

『フランス国際法年鑑』は1956年に創刊された。第1巻から第4巻までについてはすでに『一橋論叢』において紹介した(40巻3号, 44巻5号)。それにつづいてここでは第5巻と第6巻をまとめて紹介しよう。

国際法および国際関係研究の不可欠の文献の一つとなったこの年鑑の刊行の由来, 編集方針, 性格等については, 第1巻, 第2巻の紹介のときにのべておいた。

各巻の構成については, 若干の変更がみられたが, 第4巻以後は一定している。

I. ETUDES

II. CHRONIQUES

1. 国際判例と国際裁判
2. 国際連合と普遍的国際機構
3. 欧州機構
4. フランスに関係ある国際問題
5. 国際法に関するフランスの判例
6. フランスの国際法実行
7. 法的な国際問題の年表

III. BIBLIOGRAPHIES

1. 書評
2. フランス語で発表された国際法関係著書論文の体系的目録
3. 国際法関係資料の年代順索引

4. 教育と会議

IV. TABLE

1. アルファベット順索引
2. 主な引用判例判決の索引
3. 主な引用条約協定宣言等の索引
4. 目次

これらのうち各巻の三分の二に近いページ数が資料的性格を多分にもつ CHRONIQUES 編にさかれており、10編内外の論説をふくむ ETUDES 編には2割程度のページ数が与えられているにすぎない。ここにも『フランス国際法年鑑』の編集方針の他と区別される一つの特色をみることができる。

第5巻、第6巻を通して編別にその内容を簡単にみていこう。

I. ETUDES

第5巻にはつぎの6つの論説がある。M. Virally「頂上会談」(pp. 7—36)——頂上会談をめざして準備が進められている時期に書かれたものであるが、いわゆる頂上会談なるものが提起する国際法上の諸問題を詳細に分析、検討している。D. Vignes「現代国際社会における防衛条約の地位」(pp. 37—101)——安全保障に関する国連の無力と冷戦に面して国連がなんら成果をあげることができなかつたことから生まれてきた地域的な防衛条約体制を独自の観点から分析し、国連体制のもとにおいて防衛諸条約はいかなる地位をしめるかを論じている。国連体制および冷戦下における防衛条約の一般理論であり、それを特色づける三つの要素があげられている。R. H. Mankiewicz「可航圏外空間における法秩序について」(pp. 103—160)——問題の空間の名称は多様であるが、かれは国連が、extra-atmosphérique (大気圏外) という表現を用いたことを批判し、空気の反動によって推進する普通の航空機の飛行を可能ならしめる密度をもつ大気層を espace aéronautique (可航空間) とよび、それより上を espace extra-aéronautique (可航圏外空間) とよんでいる。宇宙法の一般的法典化を試みることは尚早であるという国連大気圏外

平和利用特別委員会の考え方に同調しつつ、可航圏外空間の法秩序に関する主要な問題についての試論を展開している。D. Focsanéanu「エジプトにより国有化されたスエズ会社の賠償を目的とする協定」(pp. 161—204)——1956年7月26日のエジプトによるスエズ運河会社の国有化ののち、1957年11月10日から国際復興開発銀行ブラック総裁によりアラブ連合とスエズ会社とのあいだの調停のための努力が開始され、1958年7月13日ジュネーヴにおいて賠償に関する最終協定が署名された。このスエズ会社賠償問題の経過を、エジプト国有化法とその法的効力、国有化時におけるスエズ会社の法的構造、国有化後その構造にもたらされた変化、国有化に対して両当事者（スエズ会社とエジプト政府）によってとられた法的態度、賠償協定の諸条項にわけて考察している。G. Fischer「独立への到達とその諸段階：ナイジェリアの場合」(pp. 205—219)——イギリスが第二次大戦後独立に同意した7番目の国であるナイジェリア（1960年10月1日独立）について、その独立の達成に至る経過を、憲法上の進展、独立の基準、少数民族の問題、イギリス人に残される官職の問題の4つの面から検討している。M. Guinchard「航空通過、空港自由地区および自由空港」(pp. 221—229)——国際航空を容易ならしめるための空港における直接通過地区、自由地区および自由空港の制度の現状について考察している。

第6巻はつぎの12論説をふくむ。R. de Lacharrière「フランス・アフリカ共同体の進化」(pp. 9—40)——1960年6月4日の法律による第5共和国憲法の一部改正によるフランス共同体の性格の変化について検討している。H. Desbois「文学的および美術的著作物保護に関するベルヌ条約（1886年）およびジュネーヴ条約（1952年）」(pp. 41—62)——两条約の由来、関係を考察したのち、国際法的観点および国際私法的観点から两条約を分析している。R. E. Charlier「海洋法会議の成果と教訓」(pp. 63—76)——1958年および1960年の2回にわたってジュネーヴにおいて開催された海洋法会議についてその手続上の面からと採択された諸条約の内容の面から批判、検討を加えて

いる。Nguyen Quoc Dinh 「1958年および1960年の国連海洋法会議における公海漁業の優先的権利の主張」 (pp. 77—110) ——まへの説論が一般的観点から海洋法会議をとりあつかっているのに対し、これはとくに公海漁業の優先的権利の要求問題を取りあげている。公海自由なかんずく漁業の自由との関係において重大な意味をもつこの問題に関し、第1次会議におけるこの要求の正当性の限定的承認と第2次会議におけるこの要求の条件付成功について詳述している。R. J. Dupuy 「南極条約」 (pp. 111—132) ——1959年12月1日署名の南極条約についての研究。G. Ténékidès 「キプロス共和国の国際的地位」 (pp. 133—168) ——1960年8月16日独立主権国家を宣言したキプロスにおいて、一部の人は良識の解決といい、また他の人は不自然な制度といっているが、そのキプロスの現在の国際的制度を、歴史的沿岸、キプロス共和国憲法、イギリス軍事基地、ギリシヤ、トルコとの同盟条約、その他の条約関係等から詳細に検討している。J. Dehaussy 「スエズ運河に関する1957年のエジプト宣言」 (pp. 169—184) ——スエズ事件はいろいろな点について法学者の注意をひいたが、エジプト政府が国有化から生じた問題の一部を解決しようとしたところの《スエズ運河およびその管理についての措置に関する》1957年4月24日の宣言については、法学者はあまり関心を示さなかったとし、この宣言について、《宣言の実質的法的効力》と《宣言の時間的有効性および法的効力》とにわけて国際法基礎理論的観点から考察している。R. J. Dupuy 「国際機構と政治的統一・米州機構の危機」 (pp. 185—224) ——キューバのカストロ革命につづく共産主義のラテン・アメリカへのイデオロギー的攻撃によって生じた汎米体制の危機を中心とした米州国際関係の研究。E. Vitta 「多数国間条約は立法的行為 (*un acte législatif*) とみなされるか」 (pp. 225—238) ——条約締結技術の若干の発展にともなって提出される問題の検討。すなわち多数国間の条約国際法の最近の発達から伝統的な条約とは異なる新しい型の国際的行為が出現したと考えられるかどうかの問題とされ、若干の学者によって国内法の立法的行為と類似の要素をもつ国際的な

立法行為があらわれつつあることが指摘されている。Vitta はこの問題について《当事国の意志の規範的態度によって特色づけられる条約》, 《条約締結手続への国際機構の干与》, 《国際条約の多数決による改正》の三点から考察をくわえ, 否定的な結論をのべている。G. Cohen Jonathan et R. Kovar 「平時におけるスパイ行為」(pp. 239—255) —— 1960年5月のU2機事件は, スパイ活動, とくに平時におけるスパイ活動が国家間の紛争をひきおこした珍しい例であった。戦時におけるスパイ行為については論ぜられており, 1907年のヘーグ規則29条にもその規定はあるが, 平時におけるスパイ行為については従来あまり論じられていない。ここではスパイ行為の構成要素が吟味され, 平時におけるスパイ行為の法的性質が検討され, スパイ行為の国際的要素が明らかにされている。L. Focsanéanu 「対日平和条約」(pp. 256—290) —— 日本との平和条約が結ばれた政治的状況の検討とサンフランシスコ平和条約, 二国間の平和条約, 国交回復協定, 議定書, 共同宣言のそれぞれについてのかかなり詳細な研究。W. Leisner 「ドイツ連邦共和国における条約締結権の配分」(pp. 291—312) —— ボン憲法における条約締結権の連邦(Bund)と邦(Länder)への付与に関連して, 邦の国際法人格, 邦の条約締結権等の諸問題を考察している。

II. CHRONIQUES

1. 国際判例と国際裁判

国際司法裁判所関係のものとして, 第5巻にはまず国際司法裁判所規程36条に関するつぎの2つの論説がある。J. Soubeyrol 「義務的管轄権受諾宣言の時間的効力」(pp. 232—257) —— 選択条項受諾宣言にともなう留保, とくに時間を基礎とする留保 (la réserve ratione temporis) および宣言の有効期間に関する研究。S. Dreyfus 「ヘーグの国際裁判所規程36条の規定にもとづいてフランスによって受諾された諸宣言」(pp. 258—275) —— 常設国際司法裁判所規程発効以来のフランスの受諾宣言書 (1924年, 1929年 [1936年更新, 1939

年修正] 1947年, 1959年) のそれぞれについての検討で, 各宣言書の全文も付記されている。以上2つの論説につづいて国際司法裁判所のつぎの3つの判例研究がある。D. V. 「Interhandel 会社事件の1959年3月21日の判決」(pp. 276—284)。A. Cocâtre-Zilgien 「若干の国境細別地に対する主権に関する事件の1959年6月20日の判決」(pp. 284—291)。J. P. Cot 「1957年7月27日の撃墜事件に関する1959年5月26日の判決」(pp. 291—312) (ブルガリアのペトリッチ市近郊でブルガリア戦闘機によってイスラエルの商業航空機が撃墜された事件)。

国際司法裁判所関係として第6巻には, つぎの3つの判例研究がある。J. P. Cot 「インド領域の通過権に関する事件の1960年4月12日の判決」(pp. 315—337)。Cl. A. Colliard 「政府間海事協議機構の海上安全委員会の構成に関する1960年6月8日の勧告的意見」(pp. 338—361)。G. Guyomar 「1906年12月23日スペイン国王によってなされた仲裁判決に関する事件の1960年11月18日の判決」(pp. 362—371)。

仲裁裁判関係として第5巻に, G. Guyomar 「国家と個人との関係に関する仲裁裁判」(pp. 333—354) がある。これは国家と個人(とくに会社)との間の協定にもとづく両者の権利義務に関する紛争を解決する手段として, 国際的な仲裁裁判を考えることができるかを論じた興味ある論説である。第6巻には, A. Gervais 「ラヌー湖事件・仲裁裁判所の判決についての批判的研究」(pp. 372—434) (第3巻には Gervais によるラヌー湖事件の研究がのせられていた), および M. Quéré-Messing 「低開発国援助における仲裁の役割」(pp. 435—443) がある。

調停委員会関係として第5巻に, S. Bastid 「A. Flegenheimer 紛争におけるイタリア・アメリカ調停委員会の1958年9月20日の審決」(pp. 313—321) の判例研究と R. Goy 「フランス・イタリア調停委員会の判例と対イタリア平和条約の解釈」(pp. 321—333) の論説がある(仏伊調停委員会については第1巻に D. H. Vignes の説明がのせられていた)。

ヨーロッパの国際裁判所関係として, 第1巻～第4巻に掲載されていた欧

州石炭鉄鋼共同体司法裁判所の判例研究および論説にひきつづいて、第5巻には欧州共同体司法裁判所の1959年における判決についての J. Boulouis 「欧州共同体司法裁判所の判例」(pp. 375—389) の研究があり、第6巻には1960年における判決についての J. Boulouis 「欧州共同体司法裁判所の判例」(pp. 498—527) がある。また第6巻には1959年1月21日設立の欧州人権裁判所について、M. A. Eissen 「欧州人権裁判所の最初の判決(1960年11月14日の判決)：ロウレス事件」(pp. 444—497) の研究がある。

第1巻からひきつづいて「国連行政裁判所の判例」(第5巻 pp. 390—395, 第6巻 pp. 531—535) の研究があり、また第6巻には J. Lemoine 「国際労働機構行政裁判所の判例の発展」(pp. 536—556) の論説がある。国際労働機構行政裁判所の判例研究も、従来大体において各巻にとりあげられてきた。

その他、第5巻にはつぎの2つの論説が加えられている。P. Deruel 「ドイツにおける中央補償裁判所の判例」(pp. 354—374) ——西ドイツにおける占領軍によってひきおこされた損害に関する訴訟をとりあつかった中央補償裁判所の1947年から1955年までの判例上の諸観念についての研究。D. Ruzié 「戦争状態の観念についての比較判例」(pp. 396—410) ——1939年以後における諸国の裁判所の判例よりみた《戦争状態》の観念の比較検討。第6巻には G. Guyomar 「ドイツにおける私的財産、権利および利益についての仲裁委員会」(pp. 528—530) がある。

2. 国際連合と普的国際機構

国際連合関係として、第5巻にはつぎの7つの論説がある。M. Merle 「加盟国の活動に対し国際機構によって行使される管理」(pp. 411—431) ——国際機構の発達はますます管理についての体系的研究を必要としてくる。この国際機構内部における管理を国家機構内における管理と比較しつつ、その特性と重要性を指摘したのち、加盟国の活動に対し国際機構によって行使される管理の目的と手段とを考察している。R. J. Dupuy 「レバノン事件における間接侵略と要請干渉」(pp. 431—467) ——1958年のレバノン事件は、内乱、

間接侵略、アメリカの干渉、国連の反応、国連諸機関の役割等いろいろな問題を提起したが、ここではそのうち国連監視団の問題とアメリカの干渉の問題が論じられている。P. Raton「国連総会の第6委員会の事業」(pp. 468—490) ——国連総会法律委員会の第14会期において審議された5つの問題についての概観。J. Dehaussy「国連国際法委員会の事業」(pp. 491—504) ——国際法委員会第11会期における審議、とくに領事関係および特権、条約法の2課題についての審議の概観。G. Peiser「無国籍に関するジュネーブ会議」(pp. 504—522) ——難民に関する1951年の条約および無国籍者に関する1954年の条約が手をつけなかった無国籍に関する根本問題を解決すべく、将来における無国籍の除去および縮減に関する国際法委員会草案(およびデンマーク案)を基礎として、1959年3月24日～4月18日にジュネーブにおいて開かれた無国籍に関する会議の様相およびその成果について述べている。会議は近い将来に再度会議を開き仕事を完了させることを議決した。G. Feuer「技術援助に関する国連の創作：国際行政官制度」(pp. 522—542) ——1958年11月14日の総会決議にもとずいて発足した技術援助の新しい制度、国際行政官制度について、その性格、従来の技術援助の制度と比較して独創的な特色などについて考察している。A. Teissier d'Orfeuill「アフリカ経済委員会」(pp. 543—549) ——1958年に設置されたアフリカ経済委員会は、動きの激しい地域を対象としているため、既存の経済委員会が経験しなかったような特別な難しさをかかえている。同委員会の構成、役割、権限、専門機関との関係についてその困難さをのべている。

第6巻には国連関係としてつぎの5つの論説がある。M. Virally「国連と1960年におけるコンゴ問題」(pp. 557—597) ——1960年におけるコンゴ問題に際して国連がとった行動を、法的な面および国連諸機関の機能の面から詳細に分析した注目すべき論説。コンゴ事件年表、コンゴ問題に関する安保理事會および総会の決議が付記されている。D. Ruzié「国連の一年・法的問題」(pp. 598—612) ——1959年9月15日から1960年9月20日までの間に国連

の主な機関によって検討された憲章の解釈, 国連の構造および国連の主たる機能に関するもっとも重要な法的問題が指摘され検討されている。R. Goy「若干の地域的会議へのイスラエル代表の参加権」(pp. 613—615)——イスラエルが若干の地域的国際会議への参加をアラブ諸国によって拒否されている問題についての考察。P. Raton「国連総会の法律委員会の事業」(pp. 616—634)——第6委員会の第15会期における3つの問題, すなわち国際法委員会の報告, 国連法律年鑑刊行の問題および総会と専門機関との協議の問題についての討議の概観。J. Dehaussy「国連国際法委員会の事業」(pp. 635—645)——第12会期において委員会が作成した領事関係および特権についての条文案の検討。

専門機関関係としては, 第5巻に国際民間航空機構理事会の構成および選挙を規定したシカゴ条約50条とくにb項の解釈および適用について検討している R. H. Mankiewicz「理事会の選挙方法とその構成・シカゴ条約50条の解釈」(pp. 549—568)と国際電気通信連合関係の R. Goy「電気通信に関する周波数の割当」(pp. 569—591)および A. Boisson「万国郵便連合とその構造の進化」(pp. 591—604)がある。

第6巻には専門機関関係としてつぎの3論説がある。H. Saba「教育の分野における差別に対する斗争に関する協定および勧告」(pp. 646—659)——ユネスコ総会が1960年12月14日に採択した教育の分野における差別反対斗争に関する協定および勧告についての研究で, 同協定および勧告の全文が付されている。E. Wolf「電離放射線に対する労働者の国際的保護」(pp. 660—668)——電離放射線からの労働者の防護に関してとられてきたいろいろな国際的措置, とくに国際労働機構総会において1960年6月22日に採択された電離放射線に対する労働者の防護に関する条約および勧告についての分析。G. Fischer「国際復興開発銀行とインダス河流域の水利」(pp. 669—684)——インドとパキスタンの分離以来, 両国の間で争われてきたインダス河流域の水利に関する問題は, 1960年9月19日署名の3つの文書(インダス河の水の配

分に関する条約、インダス河流域開発基金を設立する財政協定および国際復興開発銀行とパキスタンとの借款協定)によって解決をみた。この紛争の解決とこれらの条約協定の作成は、世界銀行の干与によるところが大きかった。このようなインダス河水利問題に関する紛争について、その解決およびそこからひきだされる教訓について述べている。

その他、この項にはつぎのものがふくれている。第5巻に J. Salmon 「U. N. R. W. A. の創作・経済発展のためのヨルダン銀行」(pp. 604—617) ——ヨルダン開発銀行が、主としてアンルワ(国連近東パレスタン難民救済事業機関)によって出資され、かつそれがヨルダン国内に設立されたということ、すなわち同銀行が国内法と国際法との交叉点、境界領域にみいだされるというところに関心の中心がおかれ、そのような特異な地位にある同銀行について、その起源、構造、活動が検討されている。第6巻にはつぎの3論説。J. Leprette 「カリブ委員会からカリブ機構へ」(pp. 685—706) ——1960年6月21日、アメリカ、フランス、イギリス、オランダは1946年に設けられたカリブ委員会に代わるものとして、カリブ機構を設立する条約に署名した。まずカリブ委員会設立の背後状況および理由、同委員会の構造および主たる事業が検討され、つぎに同委員会の放棄をもたらした諸要因および新しいカリブ機構の規約の主な規定が分析される。なおカリブ機構設立協定、カリブ機構規約全文が付記されている。G. Fischer 「国際高等教育機関に関する法的問題」(pp. 707—723) ——国際関係の複雑化、緊密化および国際機構の増大、地域的組織化の発達にともなって、高等教育の国際的機関の設立が必要となり、また多くの人々が教育、養成は国際性をもたねばならぬと考えるようになってきている。ここでは現存するそのような機関およびその計画の若干をとりあげ、そのような機関または計画にともなう法的な問題が検討されている。とりあげられている機関または計画は、ヘーグ国際法アカデミー、ルクセンブルグの比較法国際大学、ブルージェのヨーロッパ大学、1920年の国際大学案、ヨーロッパ大学案、国際復興開発銀行経済発展学院、国際労働事務

局社会研究国際学院であり、それらの性質、起源、財政、自治、政府または国際機構との関係の相違が指摘される。また国際高等教育機関の国際性の基準をその設立の方法および技術、管理、財政、教授団および学生団の構成のそれぞれにおいて求め、上記の各機関、計画をそのような基準から検討している。A. C. 「国際行動と一次産品」(pp. 724—754) —— 一次産品に関する国際的諸問題の複雑性および困難性を指摘したのち、一次産品に関する一般的問題が国連その他の国際機関によってどのように検討されたか、およびそれぞれの一次産品についてどのような国際的措置がとられたかを研究している。

3. 欧州機構

欧州審議会の問題として、第5巻には、A. C. Kiss 「欧州審議会の特別基金」(pp. 659—571) がある。これは欧州審議会が最近設置した2つの基金、すなわち欧州審議会再居住基金〔欧州における難民および過剰人口のための再居住基金〕(1956年4月、規約採択) および欧州審議会文化基金(1958年6月、規約採択)を、主として制度面から考察したものである。第6巻には、A. C. Kiss 「欧州審議会の閣僚委員会の決定 (actes)」(pp. 755—773) がある。欧州審議会規約15条、16条の規定する閣僚委員会の権限は必ずしも明確ではない。また閣僚委員会は、若干の欧州条約によって新しい任務を委任されている。ここでは閣僚委員会の種々の権限の吟味および閣僚委員会の行う種々の決定の法的性質の検討に関心が示され、閣僚委員会の決定の形式、拘束的性格をもつ決定、拘束性なき決定、決議にわけて考察されている。

欧州人権委員会および裁判所について、第5巻にはまず H. Wiebringhaus 「欧州人権委員会の判例のなかにおける《国内的救済手段を前もって尽くす》の規則」(pp. 685—704) がある。人権および基本的自由の擁護に関する条約(1950年11月4日署名)26条に規定されている《国内的救済手段を尽くす》の規則は、欧州人権委員会の実行のなかにおいてきわめて重要な意味をもった。すなわち同委員会で審理されたおよそ400件のうち3分の1近くがこの

規則の適用によって、つまり国内的救済手段を尽くさなかったという理由で、却下されている。ここではこの規則に関する欧州人権委員会の実行が検討されている。つぎに M. A. Eissen 「欧州人権裁判所」(pp. 618—658)。1950年署名の人権および基本的自由の擁護に関する条約にもとづく欧州人権裁判所は、欧州人権委員会におかれて、ようやく1959年1月21日に設置され、その規則は1959年9月18日に採択された。この論説は欧州人権裁判所の設立の沿革および主たる性格について詳細な考察を加えたものである。第6巻には M. E. Eissen 「欧州人権委員会の新しい内部規則」(pp. 774—790)がある。欧州人権委員会の内部規則は、1955年4月2日にその最初の規則が採択され、その後数次にわたって若干の修正が加えられてきたが、次第に全面的改正の必要が生じ、とくに1959年1月21日の欧州人権裁判所の設立によって委員会に新しい活動分野が開かれることになり、全面的改正が行なわれるに至った(1960年の第22会期および第24会期)。ここにおいては新しい内部規則の重要ないくつかの問題が検討されている。

つぎに欧州共同体関係として第5巻には、XXX「国際関係のなかにおける欧州石炭鉄鋼共同体の法人格」(pp. 714—727)がある。国際的法人格の一般的基準が検討され、それらの基準にてらしてみた石炭鉄鋼共同体および経済共同体の法人格について考察している。第6巻にはつぎの3篇がある。Cl. Lassalle 「直接普通選挙による欧州議会の選挙に関する協定草案」(pp. 801—816)——欧州経済共同体条約138条、ユーラトム条約108条、欧州石炭鉄鋼共同体条約修正21条の規定にしたがって、欧州議会は1960年5月17日、欧州議会の直接普通選挙に関する5つの決議と1つの宣言を採択した。この欧州議会によって採択された欧州議会の直接普通選挙に関する協定草案およびこれに関連する問題についての考察。R. F. 「欧州経済共同体の共通関税率」(pp. 817—827)——ローマ条約における関税同盟の観念を分析したのち、関税同盟の本質的要素としてあげられる域内関税の撤廃と対外共通関税の設定のうち、前者の実現は比較的単純であるが、後者の実現のためには一連の

規則および特別の手續が必要であるとして、その規則および手續について考察している。P. Pinay「欧州経済共同体における規則制定権の行使・輸送に関する差別の廃止について」(pp. 828—858)——ローマ条約79条3項の実施のための輸送の運賃および条件に関する差別の廃止に関する規則11号の研究を中心とした共同体の規則制定権の考察。なお第6巻にはさらに I. Detter「欧州自由貿易連合の制度的側面」(pp. 791—800)の一篇がある。これは1960年1月4日署名(1960年5月3日発効)のストックホルム条約に関し、欧州自由貿易連合の性質、目的、条約適用地域、連合の構造、制度上の発展の可能性、理事会の権限、票決方法、域内関係、対外関係について概観したもの。欧州経済共同体およびユーラトムについても同様な観点からの考察が第3巻、第4巻に掲載されていた。

その他、第5巻にはつぎの3つの論説がある。欧州における移動に関する諸問題を取りあつた M^{me} Breton-Jokl「現代移住問題についての概観」(pp. 671—685)、電離放射線に対する人体防護の問題に関するヨーロッパ原子力機関とユーラトムの活動についての N. E. S.「電離放射線に対する人体防護に関する欧州諸国の国際的義務」(pp. 704—714) および J. Patey「NATO軍の地位に関するロンドン協定のドイツへの適用」(pp. 727—747)。

4. フランスに関係ある国際問題

この項目は第3巻から新しく設けられたものである。フランス共同体に関するものとして、第5巻には、P. F. Gonidec「フランス共同体における国籍と市民権についての覚書」(pp. 748—761)、F. Borella「フランス共同体の進化」(pp. 761—783)、第6巻には、F. Borella「1960年におけるフランス共同体の進化：憲法的共同体から協定的共同体へ」(pp. 925—952)、P. Lampué「海外領土および県における条約の適用」(pp. 907—924)、G. Conac et G. Feuer「フランス・マダガスカル協定」(pp. 859—880)、A. Gandolfi「薄命の国家マリ連邦の国際的観点からみた生誕と死」(pp. 881—906)がある。つぎにアルジェリア問題に関し、第5巻には、J. Charpentier「アルジェリア共

和国臨時政府の承認」(pp. 799—816), M. Flory「アルジェリアと国際法」(pp. 817—844), 第6巻には, M. Flory「アルジェリア人のアルジェリアと国際法」(pp. 973—998)がある。その他, 第5巻には, A. C. Kiss「フランス実行における条約の消滅」(pp. 784—798), 第6巻には, A. Piot「1959年11月25日のフランス・アメリカ居住協定」(pp. 953—972)がある。

5. 国際法に関するフランスの判例

第5巻は1958年度の, 第6巻は1959年度の国際法に関係するフランスの国内判例を, 体系的に分類, 解説している(第5巻 pp. 845—876, 第6巻 pp. 999—1042)。編者はいずれも J. Robert。この項目は創刊号以来のものである。

6. フランスの国際法実行

これは外交文書, 議会における政府答弁等の多くの資料にもとづいて, 現代の国際問題についてのフランス政府の法的態度を明らかにすることを目的とするもので, 多数の事項がアルファベット順に列挙され, 簡単な説明と資料の引用と参照すべき資料とが示されている。第5巻は1958年10月1日からの1年間を対象とされ(pp. 877—902), 第6巻は1959年10月1日からの1年間を対象とされている(pp. 1043—1083)。編者はいずれも J. Charpentier。この項目も第1巻からのものである。

7. 法的な国際問題の年表

国際法関係の国際問題の年表で, 第5巻は1958年11月1日から1959年12月まで(pp. 903—948), 第6巻は1959年11月1日から1960年12月まで(pp. 1084—1134), 重複の部分は前巻が概略である。編者は第5巻が J. Focsanéanu。他4名, 第6巻が G. Fischer 他2名である。この項目も第1巻から継続されている。

Ⅲ. BIBLIOGRAPHIES

まず「書評」には第5巻に89冊, 第6巻に67冊がとりあげられており(第5巻 pp. 949—998, 第6巻 pp. 1135—1162), 第6巻からは記載方法に若干の改

良が加えられ、とりあげられている文献が一般的著作、資料・定期刊行物、法源、国家、外交、領域等々の項目に分類され、かつ各文献の書評に内容、注意、参照、文献、資料、索引等の見出しが付され、注意すべき点、いかなる種類の文献が参照されているか、関係文献・資料が掲載されているか、いかなる種類の索引が付されているか等が一見してわかるように工夫されている。

つぎに「フランス語で発表された国際法関係著書論文の体系的目録」は、第5巻はおおむね1958年11月から1年間に、第6巻は1959年11月から1年間にフランス語で発表された著書、論文(印刷出版されたものだけでなく、タイプによるもの、また学位論文もふくむ)の目録であり、論文等の収録の対象となっている雑誌は、たんに法律関係の雑誌だけではなく、より一般的な雑誌、またはときおり国際的な法律問題をとりあつかうことのある各種の専門雑誌をもふくんでいる。そしてそれらの著書論文が体系的に(一般、国際法の法源、国際法の主体、一般的国際機構、地域的機構、国際公域、国際法の特殊問題、開発途上の国・技術援助、紛争の平和的解決、安全保障、戦争法、内乱・反乱、国際関係に大別され、さらにそれぞれがまた多くの項目に分けられている)分類整理され掲載されている。これは創刊号以来つづけられており、フランス語の国際法および国際関係の文献に関するかぎり、きわめて完備したものとなっている(第5巻 pp. 999—1039, 第6巻 pp. 1153—1227)。

つぎの「国際法関係資料の年代順索引」は第3巻から掲載のものであり、第5巻は1959年において、第6巻は1960年において、フランスの *Notes et Etudes Documentaires* および *Articles et Documents* に発表された条約、協定、宣言、コミュニケ等々の国際法に関係ある資料の標題を、その資料の日付の順に列挙し、参照すべき N. E. D. および A. D. のナンバーを記している(第5巻 pp. 1040—1053, 第6巻 pp. 1128—1231)。

国際法教育に関する情報の提供を目的とする「フランスにおける国際法教育」という項目が、第1巻、第2巻にあったが、第3巻から「教育と会議」

という項目に変わり、第5巻には《フランスにおける国際法教育》、《国際法
アンステイテユ学会ニューシャテル会期》、《1959年9月11日国際法学会で採択された決
アンステイテユ議》、《ヘーグ国際法アカデミー国際法国際関係研究所》および《共同市場
 研究への法学および経済学の寄与》の記事 (pp. 1054—1065) が、第6巻には
 《ヘーグ国際法アカデミー研究所》および《ヨーロッパにおける人権の国際
 的保護に関する討議 (ストラスブール, 1960年11月14, 15日)》の記事 (pp. 1233
 —1259) がのせられている。

IV. TABLE

「アルファベット順索引」, 「主な引用判例判決の索引」, 「主な引用条
 約協定宣言等の索引」があり (第5巻 pp. 1067—1157, 第6巻 pp. 1233—1279),
 第5巻のこれら諸索引は、第1巻から第5巻までの総合索引となっている。

以上のほか第5巻の巻頭には、本年鑑の対しフランス学士院 (精神および政
 治科学アカデミー) から1959年度の Dupin Aîné 賞が授与されたことが、ま
 た第6巻の巻頭には、本年鑑の顧問の一人であった G. Scelle (1961年1月8日
 死去) に対する G. Berlia の追憶の一文が記されている。

フランス国際法年鑑は、以上概観したように国際法に関する研究のみなら
 ず国際関係論的研究も多くふくまれている。この点については創刊号の G.
 Gidel の序文も指摘している。そしてとりあげられている諸問題、諸事項は
 大体において出版に先立つ1年間の具体的な現実問題である。またこの年鑑
 の企画刊行の中心的な原動力となったのは、フランスにおけるアカデミー聴
 講者協会 (ヘーグ国際法アカデミー聴講者および元聴講者のグループ) の少壮学者達
 であり、かれらがまた執筆者の中心的存在となっている。編集委員会の筆
 頭は創刊以来 M^{me} Paul Bastid であり、その他に G. Fischer, D. Vignes,
 Cl. A. Colliard (第6巻) が名を連ねている。なお第1巻には「ドキュメン

ト」の項目があったが、他誌との重複をさけるため第2巻からこの項目はなくなっていた。このことについて第3, 4巻紹介のさいにいささか遺憾の意をのべたが、第5, 6巻をみると若干の論説、研究に *annexe* として、必要な条約、協定、宣言等のドキュメントが付記されている。これは歓迎すべき傾向とおもわれる。ともかくフランス国際法年鑑は、特色ある国際法年鑑として高く評価されるべきであろう。